

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
特定水産物調整保管事業実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、モズクの流通の安定を図るため実施する特定水産物調整保管事業等の円滑な運営を図り、もってモズク養殖業等の本県水産業の健全な発展と漁家経営の安定に寄与することを目的として、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「基金」という。）業務方法書第 20 条の規定に基づき、事業の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、「県実施要領」とは、沖縄県特定水産物調整保管事業資金造成事業実施要領（平成 9 年 2 月 3 日付け農水第 843 号）をいい、「調整保管事業等」とは、「県実施要領」に基づき実施するモズクの調整保管事業及び沖縄県水産業振興に資する取り組みとして実施する県産水産物の生産量増大や消費拡大に繋がる事業をいう。

(事業実施者)

第 3 条 基金は、調整保管事業等の実施について、沖縄県知事の承認を得て、事業の一部または全部を沖縄県漁業協同組合連合会等（以下「漁連等」という。）へ委託することができる。

(実施の手続等)

第 4 条 県実施要領の規定により、漁連等が沖縄県知事に対し提出すべき報告、申請等については、基金を経由して行う。

(補助金等の交付)

第 5 条 基金は、漁連等に対し、第 2 条に係る調整保管事業等の実施に要する経費の一部又は全部を予算の範囲内において、調整保管事業補助金勘定から振興基金補助金又は委託費（以下「補助金等」という。）として交付する。

(補助金等の交付対象となる経費及び補助金等の交付率)

第 6 条 第 5 条の補助金等の交付の対象となる経費及び補助金等の交付率は、業務方法書別表 3 に掲げるとおりとする。

(状況報告及び指導)

第 7 条 基金は、漁連等から、必要に応じて補助金等の交付の決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、調整保管事業等の遂行の状況に関し、報告を提出させる。

- 2 基金は、前項の規定により提出された報告等により、その者の調整保管事業等の実施状況が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、漁連等に対し、これらに従って事業を実施すべきことを指示するものとする。

(損益算定)

第 8 条 漁連は、調整保管事業による販売終了後、損益算定を行うものとし、その結果報告を販売が終了した月の末日から 60 日以内に基金に報告するものとする。

- 2 前項の損益算定は、次により計算するものとする。

(販売額＋受入調整保管事業補助金額＋雑収益)－(買入額＋保管販売経費＋金利
＋保管販売諸費)

(区分経理)

第 9 条 基金は、その事業に係る資金を適正に管理するため調整保管事業補助金勘定を設けるものとする。

- 2 調整保管事業補助金勘定においては、調整保管事業等の実施に要する経費についての補助金等の交付に充てるため交付された県補助金、市町村負担金、生産者拠出金、振興基金負担金を管理するものとする。
- 3 調整保管事業補助金勘定に係る資金の運用により生じた利益は、当該勘定に繰り入れて管理する。

(資金の管理方法)

第 10 条 基金の資金の運用は、その性質に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 調整保管事業補助金の運用については、資金計画に基づき行うものとする。
- (2) 銀行、農林中央金庫、沖縄県信用漁業協同組合連合会その他沖縄県知事の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(報告の徴収)

第 11 条 基金は、必要があると認めるときは、基金の行う業務の実施に必要な範囲において、漁連等に対し、事業の実施状況その他必要な事項について報告を徴収することができる。

(事業実施状況の報告等)

第 12 条 基金は、毎事業年度終了後、遅滞なく、補助金等の交付の実績をとりまとめ、沖縄県知事に報告するものとする。

附 則

1. この要領は、平成 13 年 4 月 13 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 25 年 6 月 4 日一部改正
3. 平成 28 年 9 月 6 日一部改正